

仕 様 書

1 委託業務名

唐津港港湾計画基礎調査業務委託（貨物量推計）

2 目的

本業務は、唐津港の次期港湾計画改訂を見据え、唐津港における各種課題の整理を行うとともに、港を取り巻く物流環境の変化等を把握し、港湾計画の基礎となる貨物需要推計を行うことを目的とする。

また、貨物量推計結果を踏まえ、係留施設別の貨物利用想定を行い、新たな大水深岸壁の必要性について整理することを目的とする。

3 業務の内容

本委託では、事業の実施等にかかる次の業務を委託する。

(1) 計画準備

本業務を行うにあたり、事前に業務の目的及び内容を把握し、業務の手順及び遂行に必要となる事項を企画・立案する。

(2) 唐津港の現況（現況特性の把握）

唐津港の役割・課題を検討する上で、貨物や利用に関する事項に必要な既存資料の整理及び参考文献の収集・整理を行う。

- ・唐津港の取扱貨物量の整理
- ・唐津港の施設の利用状況の整理 など

(3) 港湾を取り巻く環境変化（現況特性の把握）

港湾を取り巻く社会・経済条件の現況等を把握し、その特性や動向を分析、唐津港に必要なものを抽出する。

(4) 事業者ヒアリング

唐津港を利用している企業や港運業者等へのヒアリング調査を行い、利用している貨物量の把握や取扱貨物の動向、港湾に対する要請の把握を行う。1日2社と想定、5社のヒアリングを予定している。

(5) 取扱貨物量の将来推計

事業者ヒアリングの結果、最新の企業や社会情勢を踏まえ、唐津港の将来における公専別・輸移出入別・品目別の貨物量推計を行う。

(6) 入港船舶隻数の将来推計

過去の入港船舶の推移を整理するとともに、上記で推計した将来における取扱貨物量に基づき、入港船舶隻数の推計を行う。

(7) 船舶乗降客数の将来推計

過去の船舶乗降客数の推移を整理するとともに、将来における唐津港各地区の港湾利用者数の推計を行う。

(8) 大水深岸壁の必要性

- ・結果の整理
貨物需要推計の結果を踏まえ、係留施設別の貨物利用想定を整理する。
- ・計画の検討
係留施設別の貨物利用想定、入港船舶数の推計を踏まえ、妙見地区の新たな大水深岸壁の必要性に

ついて検討を行う。

(9) 報告書作成

本業務の検討結果をわかりやすく取りまとめ、報告書を作成する。

(10) 設計協議

初回協議、中間協議1回、最終協議の計3回を予定している。

4 履行期間

本業務の履行期限は、契約締結の日から令和9年1月22日までとする。

5 成果品

本業務の成果品は以下の通りとする。

- | | |
|-------------------------|-----|
| (1) 報告書 (A4 版バインダー綴り) | 2 部 |
| (2) 報告書 (概要版) | 2 部 |
| (3) 電子データ (CD-R 等の電子媒体) | 2 枚 |

6 委託料の支払い方法

本業務の委託料は、業務完了後に支払うものとする。

7 法令等の遵守

- (1) 契約書に添付する「個人情報取得特記事項」を遵守すること。
- (2) 佐賀県セキュリティポリシーに従い、組織全体のセキュリティを確保するとともに、本業務の実施において情報セキュリティを確保するための体制を整備すること。
- (3) 民法（明治29年法律第89条）、刑法（明治40年法律第45号）、著作権法（昭和45年法律第48号）、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）等の関係法規を遵守すること。
- (4) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。

8 業務の再委託

本業務委託の再委託は認めない。ただし、業務の一部についてあらかじめ委託者から書面による承諾を得た場合においては、この限りではない。

9 機密の保持

- (1) 本業務を実施するにあたり、委託者から取得した資料（電子媒体、文書、図面等の形態を問わない。）を含め契約上知り得た情報を第三者に開示または本業務に係る作業以外の目的で利用してはならない。ただし、次のいずれかに該当する情報は、除くものとする。
 - ・ 取得した時点で、既に公知であるもの
 - ・ 取得後、自らの責によらず公知となったもの
 - ・ 法令等に基づき開示されるもの
 - ・ 委託者から秘密でないとして指定されたもの
 - ・ 第三者への開示または本業務に係る作業以外の目的で利用することにつき、事前に委託者と協議の上、承認を得たもの
- (2) 委託者の許可なく、取り扱う情報を指定された場所から持ち出し、あるいは複製してはならない。
- (3) 本業務に係る作業に関与した者が異動した後においても、機密が保持される措置を講じるものとする。

10 その他の留意事項

- (1) 受託業者が本業務委託により生じた成果品の著作権（著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む）は委託者に帰属するものとし、委託者は成果品を無償で自由に二次利用できるものとする。同時に、制作者は委託者に対して著作権人格者権を行使しないものとする。
- (2) 本業務の遂行に当たり、第三者が所有する権利を用いる場合には、権利関係の処理等を適切に行うこと。
- (3) 本業務の遂行に当たり疑義等が発生した場合には、詳細を委託者へ報告の上、必要に応じて協議を行うものとする。
- (4) 本仕様書の記載事項で変更する必要があるときは、委託者と協議の上、変更することができるものとする。
- (5) 本仕様書に記載されていない事項及び記載内容に疑義が生じたときは、委託者と協議の上、決定するものとする。